

八王子市職員の応援体制に関する要綱

平成19年1月1日
施行

改正 平成25年8月26日
平成30年4月1日
令和3年4月1日
令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、事務事業等の実施に関する職員の応援体制を確立することにより、事務執行の効率化及び円滑化を図ることを目的とする。

(対象事業)

第2条 応援の対象となる事務事業は、次に掲げる事務事業等のうち、当該事務事業等を所掌する部等に属する職員のみで対応することが困難であると認められるものとする。

- (1) 限られた期間内に円滑かつ迅速に処理する必要がある事務事業
- (2) 専門的な知識又は技術を必要とする事務事業
- (3) 大規模な式典又は行事
- (4) その他市長が必要と認める事務事業

(応援の要請)

第3条 所管部長は、部内で応援体制が執れない場合は、総合経営部長に他部からの応援を要請することができる。

2 総合経営部長は、応援要請所管部長から要請を受けた場合は、内容を精査し、適当と認められるときは、総務部長へ必要な調整を依頼する。

3 前項の通知を受けた部長は、誠意を持ってこれに応じ、応援要請部へ応援職員を派遣するものとする。

(職員の所属及び身分)

第4条 応援職員の所属及び身分は、従前の所属及び身分とし、服務については、原則として応援要請部の該当事務所管課長の指示に従うものとする。

(行政委員会等の取扱い)

第5条 行政委員会等への応援の要請については、この要綱に準じて行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。